

議案第 6 9 号

北名古屋市個人情報保護条例の一部改正について

北名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 7 年 8 月 2 6 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布に伴い、市が保有する特定個人情報の適正な取扱い及び開示、訂正、利用の停止等の手続について定めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例

北名古屋市個人情報保護条例（平成18年北名古屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第2条中第5号を第9号とし、第4号の次に次の4号を加える。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

(8) 特定個人情報ファイル 次のいずれかをその内容に含む個人情報ファイルをいう。

ア 個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

イ 個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のもの

第6条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第8条の見出しを「(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)」に改め、同条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、保有特定個人情報について準用する。  
（特定個人情報の提供の制限）

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第9条中「前条第2項第3号又は第4号」を「第8条第2項第3号又は第4号」に、「保有個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改める。

第10条第1項第4号及び同項第5号中「この章」を「この条及び次条」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(10) 特定個人情報ファイルに該当するもの

第11条第2項に次の1号を加える。

(4) 特定個人情報ファイルに該当するもの

第11条の次に次の3条を加える。

（特定個人情報保護評価）

第11条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

（特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第11条の3 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 特定個人情報ファイルの名称
  - (2) 当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
  - (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
  - (4) 特定個人情報ファイルに記録される項目（以下この条及び次条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条及び次条において「記録範囲」という。）
  - (5) 記録情報（特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の収集方法
  - (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - (7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
  - (8) 第13条第1項、第27条第1項又は第34条第2項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
  - (9) 第27条第1項ただし書又は第34条第2項ただし書に該当するときは、その旨
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する特定個人情報ファイル
  - (2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関

する特定個人情報ファイルを含む。)

- (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル
- (4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル
- (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (8) 本人の数が規則で定める数に満たない特定個人情報ファイル
- (9) 第2号から前号までに掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める特定個人情報ファイル
- (10) 第2条第4号イに係る特定個人情報ファイル

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、審査会に対しその旨を通知しなければならない。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第11条の4 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第9号までに掲げる特定個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める特定個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第13条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる保有個人情報について、当該各号に定める者（第2号を除き、以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(1) 自己に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。） 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 自己に係る保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

第14条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第15条第1号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第24条第3項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第25条第1項中「保有個人情報が」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が」に改める。

第26条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が保有特定個人情報の写しの交付及び送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該保有特定個人情報の写しの作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第27条第1項中「第34条第1項において同じ。」を削り、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第28条第3項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第33条中「当該保有個人情報の提供先」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 保有個人情報（情報提供等記録を除く。） 当該保有個人情報の提供先
- (2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）

第34条第1項中「保有個人情報が」を「保有個人情報（第27条第1項各号に掲げる保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）に限る。以下この項において同じ。）が」に改め、同条第3項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。次条から第37条までにおいて同じ。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（第27条第1項各号に掲げる保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續

が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第35条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に、「法定代理人」を「代理人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第6条第1項及び第11条の次に3条を加える改正規定（第11条の2及び第11条の3に係る部分に限る。） 公布の日

(2) 第8条の次に2条を加える改正規定（第8条の3に係る部分に限る。）  
平成27年10月5日

(3) 第33条に各号を加える改正規定（同条第2号に係る部分に限る。）  
番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日